

地域定着支援事業における福祉施設の受け入れについての一考察

○ 西九州大学 江口賀子 (会員番号 4837)

古川 隆司 (追手門学院大学・会員番号 2430)

キーワード3つ：地域定着 更生施設 福祉施設

1. 研究目的

本報告は、昨年報告に引き続き、司法領域と連携の進む高齢・障害犯罪者の社会復帰における社会福祉施設の受け入れ促進についての要因が何かを考察することである。

平成24年度、司法分野では、法務省専門職員（人間科学）採用試験（試験区分は、矯正心理専門職区分、法務教官区分、保護観察官区分の3区分）が新設採用試験として設立された。これは、これまで国家公務員採用試験（Ⅱ及びⅢ種）合格者から採用していたものを、「人間科学（心理・福祉分野・社会学等）の知識が必要な官職に従事する職員」とし、保護観察への採用の強化が一層進んでいることを示したと言えるであろう。

また、福祉分野では地域定着支援センターが平成23年度末に全国47か所に設置され、平成24年度からは矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援まで支援を拡大・拡充し、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う「地域生活定着促進事業」が実施され、司法・福祉の両分野でその必要性・専門性が認められ広がりを見せている。

今年3年目を迎えるA地域生活定着支援センター（以下、定着支援センターと略）職員からのインタビューにおいても、定着支援センター側からの調整時の課題として、依然として「受け皿としての社会資源が乏しいこと」「地域生活移行・定着の為の社会資源が乏しいこと」が挙げられる一方で、福祉施設側の対象者の受け入れ推進についての事例がみられた。本報告では、福祉施設のインタビュー・調査より受け入れ促進についての要因が何かについての考察を行う。

2. 研究の視点および方法

(1) 半構造的なインタビューを、A定着支援センター職員に実施、結果をテキストデータ化して①福祉施設側の受け入れについて②地域社会の受け入れについての課題を時系列に沿ってキーワードとして抽出した。

(2) 養護老人ホーム2施設・救護施設1施設への半構造的なインタビューをとおして、福祉施設側の受け入れ課題について時系列に沿ってキーワードとして抽出。

(3) 福祉施設（救護施設・養護老人ホーム等）へ質問紙調査に向けてのプレ調査実施。受入側の課題について考察を行う。

3. 倫理的配慮

(1) については書面による依頼と許可を得て実施し、内容の説明を行い、同意を得た。結果については査読を受けた。結果は個人情報特定されないようデータを加工した。また本報告にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針にもとづいて資料等の作成を行った。

4. 研究結果

(1) A 定着支援センターでの調査結果の概略は下表の通りである。

①福祉施設側の受け入れについて

調整における課題	①刑務所出所の経験者に対する戸惑い。先入観
	②受け入れ成功例の事例が表に出ていないこと。
	③受け入れ施設の利用者への専門的支援スキルの有無

②特別調整利用者の傾向は下表の通りである。

特別調整利用者の課題	①福祉サービスの利用経験なし。 地域生活において、問題があっても特別視されてこなかった人
	②福祉サービスの利用経験あり。 しかし、途中で漏れた・背を向けた人

5. 考察

昨年度実施した調査と比較すると「一度対象者を福祉施設へ受け入れ、対象者自身を理解することができる、他の利用者となんら変わりがない。」等の福祉施設職員の発言があった。これは対象者の受け入れに対する姿勢の変化を示していると考えられる。

福祉施設職員からきかれた対象者受け入れに対する姿勢の変化は、対象者が福祉施設へ受け入れられた後も定着支援センターが相談に対応してフォローしている事や、罪名や犯罪回数に視点が行く説明ではなく、福祉の対象者としてその人自身について説明して理解を深めていったことなどの要因が考えられる。逆にいえばこれらは 実践を行う福祉施設関係者の専門的支援のスキル及び教育の不十分といった課題と繋がってくる。

以上を踏まえ、今後より多くのヒアリング調査により分析を重ねていきたい。

[参考資料・文献]

「地域生活定着支援センターの機能充実に向けた調査研究事業報告書」社) 日本社会福祉士会 (2011.3) 平成 22 年度厚生労働省科学研究「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究 (浜井研究グループ)」「高齢犯罪者の社会復帰—社会福祉の立場から—」古川隆司 (2010)

※本報告は平成 22～24 年度科研費 (22330175) の助成を受けた成果の一部である。